

規 則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十九号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「条例第十条第一項第一号に規定する連帯保証人（次条において「連帯保証人」という。）」を「緊急時等連絡先」に改め、「及び源泉徴収票、所得証明書その他の所得の額を証する書類」を削る。

第九条の見出し中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第一項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に、「次の要件を備えている者」を「行為能力者」に改め、各号を削り、同条第二項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に、「その他連帯保証人」を「その他緊急時等連絡先」に、「連帯保証人を」を「緊急時等連絡先を」に、「特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書」を「特定公共賃貸住宅緊急時等連絡先変更承認申請書」に改め、同条第三項及び第四項中「特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書」を「特定公共賃貸住宅緊急時等連絡先変更承認申請書」に改める。

第十条及び第十六条第四項中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。
様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

（表面）
特定公共賃貸住宅入居請け書

第 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事
（特定公共賃貸住宅指定管理者）

入居権利者	フリガナ				印鑑
	住 所	〒			
	フリガナ				
	氏 名				
	自 宅 電話番号		携 帯 電話番号		
緊急時等連絡先	フリガナ				登録 印鑑
	住 所	〒			
	フリガナ		入居権利者との関係		
	氏 名				
	自 宅 電話番号				
	携 帯 電話番号				
	勤 務 先 名 称				
	勤 務 先 電話番号				

1 年 月 日付け 第 号で下記のとおり特定公共賃貸住宅への入居（入居権利者の地位の承継）の承認を受けたので、提出します。

なお、別記（裏面）1から6までの事項その他埼玉県特定公共賃貸住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定された事項を遵守し、誠実に履行することを誓約します。

記

(1) 所在地

(2) 名称及び住宅番号

住宅 号棟 号室

(3) 家賃

月額 円

2 緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）の個人情報については、入居権利者が責任をもって緊急時等連絡先から提供の同意を得ます。

3 緊急時等連絡先は、別記（裏面）6記載のとおり、情報の提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

備考 緊急時等連絡先の印鑑登録証明書を添付すること。

(裏面)

別記

- 1 入居者（特定公共賃貸住宅に入居後の入居権利者をいう。以下同じ。）は、家賃を毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までに納付します。
- 2 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事（指定管理者）の承認を受けます。
 - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
 - (2) 名義人が死亡し、又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
 - (3) 緊急時等連絡先を変更しようとするとき。
 - (4) 住宅の様様替え等をしようとするとき。
 - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 3 入居者は、次の事由が生じたときは、知事（指定管理者）に届け出ます。
 - (1) 同居者に異動があったとき。
 - (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 4 入居者は、埼玉県特定公共賃貸住宅条例第26条第1項の規定により明渡しの請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。
（明渡し請求を受けることとなる事例）
 - (1) 不正な行為により入居したとき。
 - (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
 - (4) 正当な理由がないのに15日以上住宅を使用しなかったとき。
 - (5) 他の特定公共賃貸住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (6) 入居者又は同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であることが判明したとき。
 - (7) その他埼玉県特定公共賃貸住宅条例又は当該条例に基づく知事（指定管理者）の指示に違反したとき。
 - (8) 住宅を知事（指定管理者）の承認を受けずに他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 5 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
- 6 入居者は、特定公共賃貸住宅の適正な管理のため、次の場合には、知事（指定管理者）が緊急時等連絡先に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。
 - (1) 入居者が死亡する等、緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
 - (2) 入居者が、他の特定公共賃貸住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (3) 入居者が、家賃を滞納したとき。
 - (4) 入居者が、住宅の明渡しに伴う一切の費用を支払わなかったとき。
 - (5) 入居者と意思疎通を図ることが困難であると認めるとき。
 - (6) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

様式第6号（第9条関係）

特定公共賃貸住宅緊急時等連絡先変更承認申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事
(特定公共賃貸住宅指定管理者)

特定公共賃貸住宅の名称	住宅
住宅番号	号棟 号室
入居権利者氏名	㊟
旧緊急時等連絡先	住 所 氏 名 ㊟
新緊急時等連絡先	住 所 フリガナ 氏 名 入居権利者との関係
自宅電話番号	登録 印鑑
携帯電話番号	
勤務先名称	
勤務先電話番号	

下記の理由により緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）を変更することについて承認を受けたいので、埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

記

申請理由

備考 新緊急時等連絡先の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第七号中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

様式第八号中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

「氏名

様式第十二号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を電話番号（自宅）

電話番号（携帯）」

に改める。

様式第十七号中「あて先」を「宛先」に、

「	フーリガ	性別	性
氏	名	男・女	別
「	「	男・女	男・女
」	」	男・女	男・女
」	」	男・女	男・女

に改める。

「	フーリガ	性別	性
氏	名	男・女	別
「	「	男・女	男・女
」	」	男・女	男・女
」	」	男・女	男・女

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則第九条第二項の規定により連帯保証人の変更の承認を受けた場合は、当該連帯保証人は承認を受けた日の属する月の特定公共賃貸住宅の家賃額の六月分又は五十万円のいずれか低い金額を限度として、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行する責任を負うものとする。

4 この規則による改正前の埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。